

地震に備えて、自宅の耐震改修工事を行いませんか。

令和8年度 鶴岡市木造住宅耐震改修補助金

対象となる住宅

次のすべての項目に該当するものが補助対象となります。

(防災ベッド・耐震シェルターを設置する工事の場合は、②、③に該当するもの)

- ①現在の住宅が**建築基準法に違反していない**ものであること。
- ②在来の木造軸組工法の一戸建ての住宅で、2階建て以下のもの。(店舗等を兼ねる場合は、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限ります。)
- ③**平成12年5月31日以前**に着工された建物であること。



筋かい金物設置例

補助対象工事／補助金の額

◆ 次のすべての項目に該当するものが補助対象となります。(防災ベッド・耐震シェルターを設置する工事の場合は①のみ)

- ①表にある工事内容のうちいずれかの工事であること。
- ②工事の施工者は、**鶴岡市内に本店営業所がある法人又は個人事業者**であること。



防災ベッド

◆ 補助金の限度額は表のとおりです。(千円未満は切り捨て)
補助の対象となる工事費用は、以下の項目に該当するものです。

- ①耐震改修工事費、防災ベッド・耐震シェルターの設置工事費
- ②上記工事を行う為に必要となる既存仕上げ等の撤去費、再仕上げ費
- ③設計費及び工事監理費

※補助対象工事と併せて、増築工事、改築工事、現行法令に適合しない部分を適合するよう
に是正する工事、修繕工事、模様替え工事等を行う場合の工事費用は対象になりません。



耐震シェルター

番号	工事種別	要件	補助率 限度額
1	耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を、 1.0以上 に上げる改修工事	補助率80% 限度額120万円
2	簡易耐震改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を、 0.7以上1.0未満 に上げる改修工事	補助率80% 限度額30万円
3-1	部分耐震改修工事 1階のみの改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を、 1階のみ1.0以上 にする改修工事	補助率80% 限度額30万円
3-2	部分耐震改修工事 主要な居室の改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を、 主要な居室等に特化して、別に定める技術基準^{注1)} に適合させる改修工事	補助率80% 限度額30万円
3-3	部分耐震改修工事 重量を軽減する改修工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を、 屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する 改修工事	補助率80% 限度額30万円
4-1	防災ベッド設置工事	耐震診断 ^{注2)} の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅内部に、 防災ベッド を設置する工事	補助率80% 限度額30万円
4-2	耐震シェルター設置工事	耐震診断 ^{注2)} の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅内部に、 耐震シェルター を設置する工事	補助率80% 限度額30万円
5-1	耐震性のない住宅を除却し 耐震性のある住宅へ住替	耐震診断 ^{注2)} の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を除却し 耐震性のある住宅等へ住替※新築又は中古住宅を購入する場合を除く	補助率20% 限度額30万円

注1) 山形県住宅耐震改修等事業費補助金「部分耐震改修工事に係る技術基準

注2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅においては、耐震診断によらず、別途基準に基づきことが可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

補助の対象者

次のすべての項目に該当する方が申込みをすることができます。

- ①補助の対象となる住宅の所有者または所有者の2親等以内の親族であること。
- ②補助の対象となる住宅に居住していること。
- ③補助の対象となる工事が、国・県・市で実施している他の補助制度を利用していないこと。
- ④市税等を滞納していないこと。
- ⑤鶴岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

申し込み方法

- 受付期間／4月15日（水）～12月11日（金）
- 先着順に受付を行い、事業枠に達した時点で締め切ります。
- 申込受付窓口：建築課建築指導係（市役所4階）

提出書類

以下の書類がすべてそろっていることを確認し、受付します

【補助金交付申請】

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③工事計画平面図
- ④工事に係る見積書の写し
- ⑤一般診断法等による耐震診断書、補強計画書
- ⑥着工前写真
- ⑦耐震改修する住宅の建築年が確認できる書類（登記事項証明書、固定資産税の納税通知書の写し等）

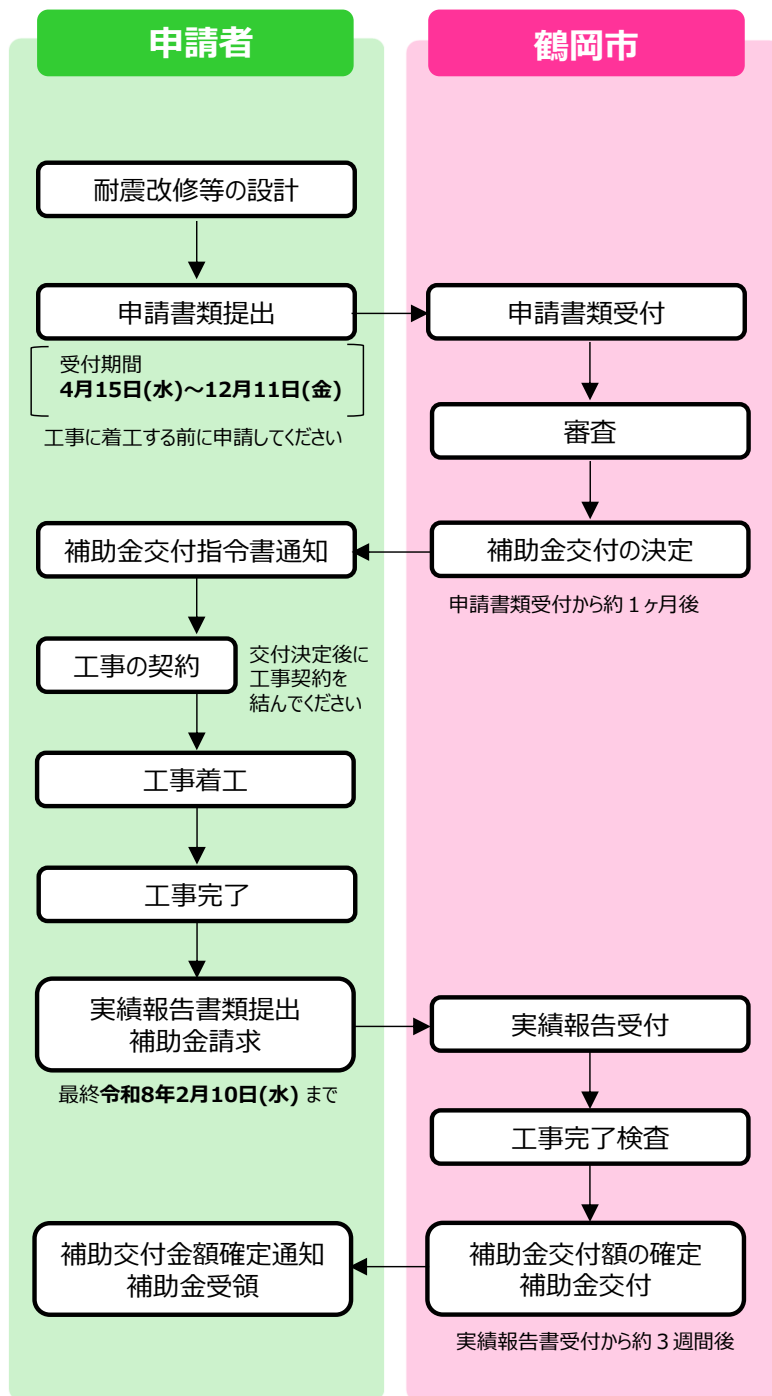
※防災ベッド・耐震シェルターを設置する工事及び住替の場合は⑤の補強計画書を除く

【実績報告】

- ①実績報告書
- ②事業実施書
- ③施工箇所の写真（工事中、完了後）
- ④改修後の一般診断法等による補強計算書
- ⑤工事請負契約書、領収書の写し
- ⑥請求書（市様式）

※防災ベッド・耐震シェルターを設置する工事及び住替の場合は④を除く

手続きの流れ



お問い合わせ

建築課建築指導係（市役所4階）TEL 0235-35-1432（直通）
詳細は下記耐震改修支援事業ホームページをご参照ください。

<https://www.city.tsuruoka.lg.jp/anzen/saigai/kenth-taisin20250417.html>



耐震改修ホームページ